### 宇都宮市浄化槽指導要綱

### 第1 目的

この要綱は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)及び宇都宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成7年宇都宮市条例第48号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、浄化槽の設置及び維持管理等に関し、関係者が遵守すべき必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、法、基準法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)、建築士法(昭和25年法律第202号)及び条例に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 浄化槽 法第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者,占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者をいう。
- (3) 法定検査 法第7条の規定による設置後等の水質検査及び法第11条の規定による定期 検査をいう。
- (4) 維持管理 浄化槽の正常な機能を維持するために行う保守点検及び清掃をいう。
- (5) 浄化槽保守点検業者 条例第2条第1項に規定する宇都宮市上下水道事業管理者の登録 を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (6) 技術管理者 法第10条第2項に規定する技術管理者をいう。

#### 第3 浄化槽の設置等に関する基準

浄化槽を設置する場合は、次の各基準を満たすこと。

# 1 選定基準

同一人(法人を含む。)が、所有権、占有権、その他の権限を有する同一敷地内のすべての 建築物に設置する浄化槽は、原則として1か所とすること。

### 2 設置場所

- (1) 維持管理が容易に行える場所を選定すること。
- (2) 敷地付近に放流先があり、これに放流できる場所であること。
- (3) 雨水等により冠水しない場所であること。
- (4) その他, 生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とすること。

# 3 構造等

浄化槽の構造は、施行令第32条の規定による国土交通大臣の指定する構造とするほか、次に定める構造とすること。

- (1) 旅館,飲食店等の厨房施設等からの油分の多い排水を処理する場合は,前処理部分に油水分離槽を設けること。
- (2) 槽内には、槽が水平に設置されているかどうか確認できるように、水準目安表示線を2 か所以上設けること。
- (3) 浄化槽の見えやすい箇所に容易に消えない方法で、浄化槽工事業者の住所、氏名、設置年月、処理方式及び処理能力の表示をすること。

ただし、法第13条の規定により型式の認定を受けた浄化槽にあっては、処理方式及び 処理能力の表示を省略することができる。

### 4 放流先

- (1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ、水量疎通が適当である水路等とすること。
- (2) 付近に適当な放流先がない場合(放流できない場合も含む。)は、その放流水を別に定める浄化槽放流水の敷地内処理に関する指導基準に適合する方法により敷地内処理すること。
- 5 既設浄化槽の使用

建築物の新築及び増・改築後も既設浄化槽を使用する場合は,あらかじめ関係機関と協議し,必要な届出をすること。

### 第4 浄化槽の設置等の手続きに係る添付図書及び部数

浄化槽の設置届出書等に添付する図書と部数は、それぞれ次のとおりとする。

### 1 浄化槽の設置

(1) 基準法による場合

ア 基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画通知をする場合には、浄化槽仕様書(別記様式第1号)を建築確認申請書には4部、計画通知書には3部添付し建築主事に提出又は通知すること

なお、建築工事の完了前に新たに浄化槽を設置する場合又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をするような計画の変更についても、同様に建築主事に提出又は通知すること

イ 基準法第6条第1項に基づく計画の変更に該当しない軽微な変更については、基準法 第12条第5項の規定に基づき建築主事に報告すること。

ウ アの浄化槽仕様書には、別表1に定める図書を添付すること。

# (2) 法による場合

ア 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置届出をする場合には、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第3条第1項の届出書を3部宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。

イ アの届出書には、別表1に定める図書を添付すること。

#### 2 浄化槽の変更

- (1) 法第5条第1項の規定による浄化槽変更届出をする場合には、共同省令第4条第1項の 届出書を3部宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。
- (2) (1) の届出書には、別表1に定める図書を添付すること。

#### 3 使用の開始

- (1) 法第10条の2第1項の規定による浄化槽の使用を開始した旨の届出をする場合には、 浄化槽使用開始報告書(別記様式第2号)を3部作成し、法第57条第1項の規定により 指定された者(以下「指定検査機関」という。)を経由し、2部を当該浄化槽の使用開始 後30日以内に宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。
- (2) (1) の報告書には、維持管理に関する委託契約書の写し並びに処理対象人員501人以上のものについては技術管理者の資格を証明する書類の写しを1部添付すること。

#### 4 技術管理者の変更

- (1) 法第10条の2第2項の規定による技術管理者を変更した旨の届出をする場合には、技術管理者変更報告書(別記様式第3号)を2部当該技術管理者の変更後30日以内に宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。
- (2) (1)の報告書には、技術管理者の資格を証明する書類の写しを1部添付すること。

#### 5 浄化槽管理者の変更

- (1) 法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者を変更した旨の届出をする場合には、 浄化槽管理者変更報告書(別記様式第4号)を2部当該浄化槽管理者変更後30日以内に 宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。
- (2) (1)の報告書には、維持管理に関する委託契約書の写しを1部添付すること。

#### 6 使用の休止,再開又は廃止

- (1) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用を休止しようとする者は、環境省関係 浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。)第3条の規定 による清掃を行った後、清掃の記録を添えて、速やかに規則第9条の3の規定による浄化 槽使用休止届出書を2部、宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。
- (2) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用を再開した者又は使用が再開されていることを知った者は、規則第9条の4の規定による浄化槽使用再開届出書を2部、当該浄化槽の使用を再開した日又は使用が再開されていることを知った日から30日以内に宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。
- (3) 法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出をする場合は、規則第9条の5の規定による浄化槽使用廃止届出書を2部当該浄化槽の使用を廃止後、30日以内に宇都宮市上下水道事業管理者に提出すること。

### 7 既設浄化槽の使用

(1) 既設浄化槽を使用する場合は、既設浄化槽使用届(別記様式第5号)を3部建築主事に提出すること。

- (2) (1)の届出書には、次のア、イの書類を添付すること。
  - ア 浄化槽の配置図、建築物の位置図・平面図
  - イ 維持管理に関する委託契約書の写し

#### 第5 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者は、浄化槽の適正な維持管理を図るため、関係法令を遵守するとともに、次の 事項を行うこと。

- (1) 法,基準法及びこの要綱に基づく届出又は報告をすること。その場合,浄化槽工事業者 又は浄化槽保守点検業者に手続きを委託することができる。
- (2) 浄化槽の工事は、栃木県知事の登録を受けた浄化槽工事業者に委託すること。
- (3) 浄化槽の保守点検は、浄化槽保守点検業者に委託し、書面等で委託契約を締結すること。ただし、自ら浄化槽の機能に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有し、かつ、必要な器具機材を保有して維持管理する場合は、この限りでない。
- (4) 自ら浄化槽の保守点検等を実施した場合は、その実施状況を毎年4月末までに宇都宮市上下水道事業管理者に書面により報告すること。

なお、報告書には法定検査結果証明書の写しを一部添付すること。

- (5) 浄化槽の清掃は、宇都宮市上下水道事業管理者の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託すること。
- (6) 法定検査は必ず受検することとし、改善等を求められたときは、速やかに措置を講ずること。
- (7) 法定検査実施後,指定検査機関から交付される法定検査済証を,見やすい場所に貼付すること。
- (8) 技術管理者を置いている場合は、技術管理者の助言、指導を遵守すること。
- (9) 団地や集合住宅等で浄化槽を共同で使用する場合は、維持管理主体を明確にすること。

#### 第6 浄化槽関係業者の責務

次に掲げる浄化槽関係業者は、浄化槽の設置等にあたっては関係法令及びこの要綱を遵守するとともに、次の事項を行うこと。

#### 1 浄化槽製造業者

- (1) 浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者に対して当該浄化槽の工事及び維持管理の方法等についての技術研修を行うこと。
- (2) 浄化槽管理者に対して当該浄化槽の使用及び維持管理の方法等について周知すること。

#### 2 浄化槽工事業者

- (1) 浄化槽管理者に対して当該浄化槽の使用及び維持管理の方法等について周知すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、法定検査の必要性を啓発するとともに、受検の手続きを代行すること等により、検査の普及に協力すること。
- (3) 浄化槽工事の完了後速やかに、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者に使

用開始直前の保守点検の実施時期について連絡し、かつ、使用開始直前の保守点検に立ち 会うこと。

- (4) 浄化槽管理者に対し、法、基準法及びこの要綱に基づく届出又は報告の手続き等について助言するとともに、必要があれば代行して行うこと。
- 3 浄化槽保守点検業者
  - (1) 規則第5条第1項の規定による使用開始直前の保守点検を浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立ち会いで行うこと。
  - (2) 浄化槽管理者に対し、法定検査の必要性を啓発するとともに、受検の手続きの委託を受け、検査の普及に協力すること。
  - (3) 浄化槽管理者に対して浄化槽の適正な使用方法及び維持管理の必要性について指導すること。
  - (4) 浄化槽清掃業者と緊密な連携を図ること。
  - (5) 毎年3月31日現在の保守点検契約の締結状況及び前年度の保守点検の実施状況等を浄 化槽維持管理契約状況等報告書(別記様式第6号)により4月末までに宇都宮市上下水道 事業管理者に1部提出すること。
  - (6) 浄化槽管理者等と委託契約を締結すること。
- 4 浄化槽清掃業者
  - (1) 浄化槽保守点検業者と緊密な連携を図ること。
  - (2) 浄化槽の清掃の都度,清掃の記録を当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者に送付すること。
- 5 建築士及び建築請負業者
  - (1) 建築主等に対し、浄化槽の設置等について助言するとともに、その手続き等を代行して行うこと。
  - (2) 浄化槽工事業者等と緊密な連携を図ること。

#### 第7 一般社団法人栃木県浄化槽協会の責務

- 一般社団法人栃木県浄化槽協会は、その会員に対し社会的使命の重要性を認識させるととも に、次の事項を行うこと。
  - (1) 浄化槽の設置及び適正な維持管理に係る普及啓発を行うこと。
  - (2) 浄化槽に関する情報の収集を行うとともに、浄化槽関係業者等に対する指導及び育成を行うこと。
  - (3) 指定検査機関として適正な検査業務を行うとともに、検査結果「不適正」と判定された 浄化槽については改善方策に関する検討を行うこと。
  - (4) 法定検査の受検促進について会員に対して指導すること。
  - (5) 法定検査の受検率の向上や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進,浄化槽台帳の整備など,市が実施する浄化槽法関連施策に対し協力を行うこと。

# 第8 協力体制の確立

市及び一般社団法人栃木県浄化槽協会は、密接な連携のもと、浄化槽の設置及び管理状況に 係る情報共有や浄化槽管理者等に対する普及啓発等を行うことにより、浄化槽の適正な施工及 び維持管理を確保するものとする。

# 附則

# (施行期日)

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

# 附 則

### (施行期日)

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

# 附則

# (施行期日)

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

# 附則

# (施行期日)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

### 附則

# (施行期日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

# 附則

# (施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

添付図書	部数			
	建 築 確	認	設 間	置 届
1 浄化槽法第13条の規定により型式の認定を受けた浄化				
槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする場合				
(1) 型式認定を受けたことを称する書面	3	ß	2	部
(2) 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図	3	ß	2	部
(3) 浄化槽の配置及び配管経路を記録した建築物の配置図	3 音	ß	2	部
(4) 浄化槽法第7条検査依頼書の写し	3 音	ß	2	部
(5) その他市長が必要と認める書類	3	ß	2	部
2 浄化槽法第13条の規定により型式の認定を受けていな				
い浄化槽を設置する場合				
(1) 構造図	3 音	ß	2	部
(2) 仕様書	3 音	ß	2	部
(3) 処理工程図	3	ß	2	部
(4) 設計計算書	3 🛱	ß	2	部
(5) 1の(2)から(5)までに掲げる図書	3	ß	2	部

- 注)(1) 添付部数の欄の「建築確認」は第4の1の(1) ,「設置届」は第4の1の(2)及び第4の2による場合の添付部数。
  - (2) 添付部数の欄の「建築確認」には、計画通知書による場合を含み、その場合の添付部数は3部を2部と読み替える。